

世田谷区告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 供用開始の区間

世田谷区上祖師谷二丁目382番88

3 供用開始の区域

延長 6.98メートル

幅員 0.24メートル

面積 1.72平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年9月24日

案内図



街区	上祖師谷二丁目26番
----	------------

